

日程第9. 承認第2号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第9. 承認第2号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

次のページをお願いします。専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例等についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分しました。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第2号 南風原町税条例等の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回、専決処分いたしました条例は、3条立てとなっております。本則である南風原町税条例の一部改正。第2条で13ページの南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。これは、平成26年条例第11号でございます。もう1本は、次のページの南風原町税条例等の一部を改正する条例で、これは平成27年条例第8号。この3本の改正となっております。税条例の内容については、お手元に配布いたしました縦書き資料です。これで今回の税条例の改正要点をご説明いたします。今回の地方税法改正の趣旨としましては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするのと、地方創生の推進や税源の偏在性の是正などの観点から、法人住民税の法人税割の引下げ、医療費控除の特例の創設、更にこれは環境対策なのですが再生可能エネルギー推進のための固定資産税の特例、それからグリーン化機能の維持・強化する軽自動車税関連の環境性能割等の導入が、今回改正の大きな要点でございます。

まず1点目、個人住民税。これは特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例です。以前は病院の診療、それから市販薬品について、所得10万円を超えた部分が所得の5パーセントのいずれか選択でした。今回の改正は、ご自身でちゃんと健康管理をなさっているという観点です。どういうことかと言いますと、健康診断や人間ドックなど適切に受診している方が市販薬、細かく指定分類されていますけれども市販薬を購入して

自分で病気を治した方に1万2,000円を超える額を所得控除するというようになりかなり限度額が引き下げられています。そういったことが所得控除に適用されるというものです。ただ、両方はできません。今までの医療控除にするのか、この特例をするのか選択です。

2点目、法人住民税。これは先ほど概要で触れました税源の偏在性、いわゆる偏りです。法人の多い市町村には法人住民税が結構入ります。逆にそうではない市町村には法人住民税がかなり少ないということで、一旦この税率を現在の9.7パーセントから6パーセントに引き下げます。この3.7パーセントの部分が地方交付税の財源として編成されまして、偏在性をなくす観点から再分配されることとなります。

3点目、固定資産税の改正。現在のところ本町ではございません。電気事業者による再生可能エネルギー、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、こういった事業所が町内に施設を構えた場合、それらの施設に対して課税標準額を3分の2とするという軽減の措置でございます。

4点目、今回、改正が多いのがこの軽自動車税で、大きな改正部分が3点ございます。まず環境割が創設されます。これは今までの軽自動車取得税という購入した場合にかけられていた税が、この下の表のとおり性能によって非課税になったり軽減されたりするという税です。自動車取得税は県税でございましたが、一旦、自動車税と同様に県が徴収します。徴収した分を該当する市町村に交付するかたちです。そして、この徴収の額の5パーセントを県が事務手数料として取って、残り95パーセントが市町村に交付される制度です。住民税の逆のようなかたちですね。市町村が住民税を取って、県分を県に納めるというその逆です。これが環境性能割ということになります。一つの軽自動車税です。これまでの軽自動車税は、種別割という名称になります。名称の変更ですね。そしてもう1点、平成28年4月、1年に限ってということでグリーン化特例ということで、表のとおり電気自動車はこの金額、平成32年度燃費基準プラス20パーセントが達成されているものについてはこの金額というように、初年度に限ってこういった軽減措置があったということが平成29年度に新たに課税される車も1年延期をして適用されるという改正でございます。

それから5点目のその他でございますが、これは住民税の関係です。所得税の申告に伴って、一旦確定申告をして納税したものが仮に減額となります。それがまた増額した場合に、本来延滞金が今まで発生していたのですが、これが修正で一旦減ってもう一度増えた、いわゆる10だったものが4になって、最終的に7になった場合の話です。4と7の3の差、これには4になったところから延滞金が発生していたのですが、今回、7のところ徴収するという改正です。軽減される方向への改正であります。その他は今回の関係法令等による条ずれ、文言の修正となります。以上が、承認第2号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後0時05分）

再開（午後0時07分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありませんか。副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほど提案の時に、専決処分理由の中で「地方税法等の一部を改正する等の法律」という表現がありますが、「する等の」は誤字だと思いつきにこの部分を飛ばして「改正する法律」と提案いたしました。担当に確認しましたら、記載のとおり「地方税法等の一部を改正する等の法律」ということですので、訂正をいたします。以上です。

○議長 宮城清政君 質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。